

## 批評と紹介

黄文弼著・田川純三訳  
ロプノール考古記(一)

榎 一 雄

黄文弼氏（一八九三年四月二三日—一九六六年一二月八日）は一九一七年から一九五八年に至る三十一年間に、四たび内蒙古から新疆に至る地域の考古学的調査に従事し、その成果を『高昌專集』（民国二〇年五月十八日自序、西北科学考查団叢刊之一、西北科学考查団理事会印行、民国二〇年）、『高昌專集贅言』（民国二〇年九月十六日自序）、『高昌陶集』上篇及び下篇（西北科学考查団叢刊之一、民国二年、西北科学考查団理事会印行）、「高昌、第一分本」（西北科学考查団叢刊之二、考古学第一輯、中国学术团体协会西北科学考查団理事会刊）、『羅布淖爾考古記』（民国三七年九月一八日自序、同年国立北京大学出版部刊）、『高昌博集』（増訂本）（考古学特刊第二号）（中国科学院発行、一九五一

年一二月、北京大学出版部印刷）、「吐魯番考古記」（考古学特刊第三号、中国科学院考古研究所編輯、中国科学院一九五四年四月刊、全上第二次刊本（考古学専刊丁種第五号、中国科学院考古研究所編輯、科学出版社、一九五八年一月刊、本文に「附錄古維吾爾文説明」〔六三—六四頁〕及び初版本の誤植誤記を訂正した「再版校記」〔六五—七〇頁〕を附す）、「塔里木盆地考古記」（中国田野考古報告集考古学専刊、丁種第三号（中国科学院考古研究所編輯、科学出版社一九五八年四月刊）及び「新疆考古發掘報告」（一九五七—一九五八）（中国社会科学院考古研究所編輯、文物出版社一九八三年一〇月刊）の単行報告書と数十篇の雑誌論文として発表した。雑誌論文の中、中国文のものはまず『西北史地論叢』（李文俊氏責任編輯、上海、上海人民出版社一九八一年五月刊）にその一部が纏められ、続いて中国文の他の論文が『黄文弼歴史考古論集』と題して一九八九年八月に刊行が予定されているといふ。

中国以外の諸外国学者による関係地域の調査研究報告が相次いで出版せられ、その妙からぬものが邦訳されて日本の読書界を賑わしているのに反し、中国人学者でこの地域の考古学調査の創始者である黄文弼氏の報告の邦訳が行われなかつたことを遺憾とする日中文化交流協会の井上靖・宮川寅雄両氏の主唱によつて、田川純三・土井淑子両氏が

黄文弼氏の主要報告を日本訳せられることとなり、ここに『黄文弼著作集』第一巻として『ロブノール考古記』の刊行を見たのである。本巻の訳者は田川純三氏である。

田川純三氏は慶應義塾大学中国文学科を卒業し、現在N

H.K.スペシャル番組部チーフディレクター、横浜市立大學非常勤講師。テレビードキュメンタリー「シルクロード」・「大黄河」等の企画・取材・制作に当り、高い評価を得ている一方、訪中約三〇回、著書に『絲綢之路行』(潮出版社)、『中国漢詩の旅』全五巻(世界文化社)、『敦煌石窟―美とこころ』(日本放送出版協会)があり、訳書に『樓蘭王国に立つ』(日本放送出版協会)があり、共著に『西域・

黄河名詩紀行』全五巻、『中国文明の伝統』・『中国文明の原像』上・下、『シルクロード』全六巻、『大黄河』全五巻、

『近代東北庶民の記録』上・下(以上の共著はすべて日本放送出版協会刊)等がある中国文学並びにシルクロード・黄河関係の歴史研究のベテランである。幾度かロブノール周辺の地域を踏んだ田川氏が本書の邦訳に当られたことは、誠に適材を適所に得たものといふべきであろう。

哲学科に学んだ。北京大学では時の校長蔡元培の進歩主義的な、しかも政界実業界の腐敗を是正するためには私徳を修めることを根本とすべきことを強調した道德主義の教育の感化を受けることが多かつたという。この道德主義の教育については、例えば周天慶氏の「葵元培伝」(北京人民出版社、一九八四年三月刊、一〇八—一〇九頁)に説明が見える。

一九一八年北京大学を卒業、学校に止つて国学研究所の助手となり、宋明理学の研究に力を尽くし、ついで目録学の研究に進み、「二程子哲学方法論」「続四庫書目略説明」「中国旧籍新分類法綱目」を著し、中国の古書目録の創造と革新とに貢献した。

こうした黄文弼氏の興味を内蒙古・甘肃・新疆の考古に転じしめたものは、十九世紀の末以来外国の学者がこの方面の調査を行い、出土の書籍・芸術品・簡牘・文書の類を大量に入手して、国外に持ち帰りつづいたことにに対する反撥であった。北京大学国学研究所は夙に中国における西北考古学のフィールドワークを振興する必要を感じ、沈兼士教授指導の下に古物陳列所を開設した。黄文弼氏はその古文書の整理に当り、北京大学に考古学会が成立すると、その最初の会員の一人になった。

著者黄文弼氏は、字は仲良、湖北省漢川県黄家嘴の生れで、清末民初に漢陽府中学堂に学び、一九一五年北京大学

こうして中国において西北考古学の振興、特にその実地

調査を必要とする機運が次第に醸成せられつつあった時、中国に持ちかけられたのがスウェンリヘデイン（一八六五・二・一九—一九五二・一一・二六）を隊長とする、（一）地理学、（二）測地学、（三）地質学、（四）旧植物学、（五）古無脊椎生物學、（六）古脊椎生物學、（七）考古学、（八）民族誌学、（九）氣象學、（一〇）動物學、（一一）植物學等十一部門のそれぞれについての専門調査員を揃えた一大調査團を派遣してチベットを含む中央アジアを探検したいという提案であった。それまで何回かヘデインの試みた大小のアジア旅行は、言わばヘデインの単独の旅行であつて、その報告に集積せられている調査の成果は、ヘデインが獨力で採集したものであつた。しかしヘデインは己の力量の限界をよく知っていたから、何時何日にか各部門の専門家の協力を得て信頼するに足る十分な資料を採集する探検隊を編成しようと希望していたのである。たまたま資金の調達の目安がついたので、一九二七年四月二六日、ヘデインは中國學術團體協會代表周鑾祥との間に十九条の契約を結び、西北科學考查團を組織し、ヘデインの選定した外國人團員で協會の審定を経たものと、中國人團員との協力のもとに、待望の調査が開始せられ、黃文弼氏は五人の中國人學者團員の一人として考古學調査を分担することになつたのである。

十九条の合作辦法の中國文の原文は徐旭生氏の日記『徐

旭生西遊日記』（三冊、西北科學考查團叢刊之一、中國學術團體協會西北科學考查團理事會印行、民國一九年九月初版）の附錄三（二二一—二八頁）に見えてゐる。その主要な若干条の大意を摘記すると、

#### 第四條 理事會は團員の中から中國人及び外國人團長各

一人を委任し、外國團長にはスウェンリヘデイン博士がこれに任ずる。

#### 第五條 中外兩團長の任務規定は左の如し。

（一）旅行中の行止及び工作時間等は、外國團長が中國團長と共に之を規定する。

（二）團員の工作の分配については、外國團長は中國團長の同意を得ることを必要とする。中國團長が工作分配を提出する場合には、外國團長の同意を得ることを必要とする。

（三）途中と各地方との長官との事務の接渉は中國團長が主持辦理する。

（四）採集品の運輸は中國團長が主持辦理する。

第六条 全團の経費の負担及び旅行中の一切の必需事項に関しては、次の如く規定する。

（一）全體の團員の出発の日から、調査が終つて北京に帰る日までに必要な食料、篷帳「ぼろ」、夫役、駄畜、医薬、採集の品の北京への運賃、その他旅行上必要

な費用はすべてヘディン博士が之を負担する。

(二) ヘディン博士は外国団員の薪水「給料」を負担する。以外に、出発の日から北京に回る日まで、毎月中国貨幣で八百五十元を本協会に寄附する。その用途は別に表示する。

(三) これら以外の事柄は、中国團長から隨時ヘディン博士に相談して辦理し、理事会に報告して検討する。

第七条 旅行の往返の路線は、北京から包頭・索果諾爾〔Sogho-nor〕・哈密・迪化・羅布諾爾〔Lop-nor〕より車爾成〔Charchan〕に至る。必要な場合は、兩團長が妥商して変更してよろしい。但し重大な変更が有る場合は理事会に電報して審査を求め、許可があつてから変更すべきである。

第八条 旅行の期限は離京の日から起算して多くとも二年を過ぎることを得ない。

第九、「八と誤植す」條 旅行中の調査事項の主要なもの次の如し。

地質学、地磁学、気象学、天文学、人類学、考古学、民俗学。「ヘディンが調査を期待していた四旧植物学、古無脊椎生物学、古脊椎生物学の名が見えないのは、後に記すアンドリュース（Roy Chapman Andrews）調査団との重複を避けたものか。また動物学の

項のないのは、次の第十条に言う軍事に関係があると考えた結果か。」

第十条 直接或いは間接に中国の国防国権に關係のある事物は、一切考查することを得ない。違う者は中国团长に責任をもたせて隨時制止させるべし。

第十二条 調査に際して守るべき規定次の如し。

(一) 理由の如何に拘らず歴史・美術等に関する建築物を毀損してはならない。

(二) 私人の名儀で古物を購買してはならない。

第十三条 考古学に関しては、発掘作業をしないこととする。但し小規模の発掘で、全団の進行に対して大きな障碍とならないもの、又発掘して得る品物が甚しくは重滞せず、運搬するのに特別な設備を必要としない場合は、中國團長から外國團長に相談して発掘を行つ。(但し全団の進行に妨礙にならない場合には、比較的大規模な発掘でも之を行つてよろしい。)

第十四条 収羅「即ち採集」或いは採掘して得た物件の処分の方法は次の如く規定する。

(一) 考古学に関するものは、全部中國團長或いは中國團員に提出して、中國學術團體協會に持ち返りその保

存に帰する。

(二) 地質学に関するものは、(一)と同様に処理するが、北京に持ち返つてから、理事会の審査を経た後、副本一份〔「一セット」〕をヘディン博士に贈与する。

#### 第十五条 調査の結果は次のように処分する。

(一) 写真は理事会に提出してその審査を受け、一本を理

事会に渡して保存すべきものとする。

(二) 自然科学中の図線記録は、理事会に提出して審査を受け、六か月以内に審査を完了すべきものとする。

(三) 筆記・図画或いは日記は(一)と同様に処分する。

(四) 地図は理事会において六か月以内に審査するものを除いては、理事会から参考本部に転送して審査するものとする。

(五) 電影片〔映画フィルム〕は、(一)理事会の審査を受けるべきこと、(二)副本一つを理事会に存すべきこと、

(三) 映画は必ず北京で封切るべきこと。

上文にいう所の審査の手続を経ていいものは、発表するを得ない。

第十六条 調査が完了した時は、本協会の名義を使用して正式の報告を発表すべきものとする。その方法は次のようにある。

(一) 各部門で一小冊子を出す。其の体裁は大体八開本〔オ

クター・ボ〕二百西〔二百二十四?〕頁〔英訳には約二百頁とする記す〕とし、中文及び欧文を対照して印刷する。

(二) この印刷の費用は協会が負担し、印刷成った後は一百部をヘディン博士に贈呈する。

(三) 報告に印刷する著作者の姓氏は、両團長以外の團員については、すべてアルファベットの順によつて排列する。

(四) これらの報告は調査完了後二年六か月以内に全部出版する。

第十七条 このたびの調査によって生まれた大部の著作の發表は次の規定によつて行う。

(一) 「正式の報告の」出版は予備の報告の出版の後に行うこととする。

(二) 著作は地質学・人類学・考古学・民族学等に関するものを甲部となし、地磁学・気象学・天文学等に関するものを乙部とする。甲部の著作は協会が経費を負担し、中国で出版する。乙部に属するものは、ヘディン博士が経費を負担し、欧洲において出版する。双方は一百部を交換し、其の余は自由に発行する。

(三) 甲部に関する材料は、中国團員・外国團員の何れが調査するところであろうとも、すべて理事会に提出

する。乙部に關する材料は、中國團員或いは外國團員の何れが得たところであるうとも、理事会で六ヶ月の内に審査を完了した後に、ヘディン博士に交与する。

甲乙両部のそれぞれの部門の著作は、同一の総名を用ひて之を概括し、いづれも同一の体裁で印刷するにとどまる。

(五) いに言つ著作は本協会の名義を用ひて發表し、その著者の姓名は各卷の上に分刊する。但し甲部の著書は中國團長が總編輯に、外國團長が副編輯に任じ、乙部の著書は外國團長が總編輯に、中國團長が副編輯に任ずることとする。

第十八条 気象を調査する際には氣象台四座を設ける。これら氣象台で用いる儀器〔計測器〕は、ヘディン博士が已に中國に贈与することを認めたものである。調查が完了した時を俟つて、ヘディン博士から理事会に交与する。

第十九条 こゝに訂定した辦法には英文の訳本一部がつけられているが、中文を以て標準とするものである。これら十九条の契約成立の経過と條文の英訳とその解説とは、ヘディンとペリイマンとの協力に成る『一九二七—一九三五年アジア調査史、第一部一九二七—一九二八年』

に詳しう (*Sven Hedin in collaboration with Folke Bergman, History of the Expedition in Asia, 1927-1935, Part I, 1927-1928, Stockholm, 1943, pp. 1-63*)。

条文の英訳といふのは中國學術團體協会は英語ではThe Federation of the Scientific Institutions of Chinaといふが、理事会は英訳ではThe Board of Directorsといわれてゐるが、通常The Committeeといふが、北辰に置かれ、劉復教授がその死去（一九三四年）に至るまで唯一の推進力で、中國人團員と外國人團員とが相互に信頼して円滑に協力できたのは、専ら劉復教授の御蔭によるものである。中國人團の團長は徐旭生教授、外國人團の團長は言うまでもなくヘディン。但し徐教授は一九二八年から一年半に亘りて中國人團長を勤めた後北京に帰り教授職に復した。中國人團長の職は中國側の体面を保つためのもので、調査遂行の実際においては、ヘディンが指揮を執つた。徐教授もそれを公にヘディンに依頼した。従つて中國・外國兩團長に関する条文については何の悶著も起らなかつた。

第六条の経費の負担については、劉復との協定に基づいて、ヘディンは調査現地で中國人團員に一ヶ月計三五〇メキシコ\$を、その留守宅の家族に北京のドイツ・アジア銀行 (Deutsch-Asiatische Bank) から五〇〇メキシコ\$を支払つた。しかし中國人團員は次第に減少したために、ヘディン

インの負担は次第に減少した。

第七条の調査ルートは当初企画していた航空機による調査が不許可になつた結果、航空機を用いる場合ならこれでよかつた調査の範囲の指示は、内陸アジアの全域に拡大され、チュグチャック〔＝塔城〕・タルバアタイ Tarbagatai〕・クチア〔庫車〕・アクス〔阿克蘇〕・カシュガル〔喀什〕・ヤルカンド〔莎車〕・コタン〔和田〕・西部チベット・カラコルム・ラダツク・北部チベット・ツアイダム・テブウ〔Tebbu〕・南山・甘肅・ゴビ・全内蒙古及び熱河を含むことになつたが、理事会は第七条の条文を忘れたかの如く、この地域において調査団が自由に行動することについて一言も抗議したことはなかつた。

第八条の二年を越えない筈の調査期限については、一年半が過ぎた段階で、理事会は更に二か年を延長することを求め、結局調査団は一九二七年の春から一九三三年の秋まで六か年半現地に在つて仕事を続け、更に一か年半を新疆に往復する自動車による調査に費したのである。

第九条の調査項目は不完全である。「これについての補足は省略するが、ヘディンは中でも、北部チベット、ターリム河下流とロブノール方面、北山地帯の調査が重要な役割を演じたことを強調している。」

第十一条の三十万分の一以上の地図を描くべからずとす

る項目は始めから無視され、徐旭生・袁復礼両教授はこの項目を愚かなこととし、地図は作者が適当と考える如何なるスケイルにでも描くべきであるとした。

第十三条の考古学的発掘に関する項目は意味が曖昧で、現場の考古学関係の作業に何等障害にならなかつた。

第十四条については、考古学資料の全部は北京に持つてこられた。その後結ばれた協定によつて、「スウェーデン人団員でスタンの最も有能な助手役を演じた」フォルケ・ベリイマン（Folke Bergman）の採集した史前時代の考古学的遺物の蒐集の全部は私〔即ちヘディン〕に寄贈せられた。こうした寛大な处置は袁復礼教授と黃文弼氏とが同時に同様な蒐集を一部同じ場所で行い、いづれにせよ中国の諸博物館がその分け前に与ることになつた結果に主としてによるものと解せられる。歴史時代の出土品、ベリイマンがエチナ河から採集した例えは家具・武器・織物等の漢代の遺物は、中国に保存せらるべきものであつた。その後私はこれらの遺物を四か年ストックホルムに借出してベリイマンに分類し研究させて貰う許可を得た。一九三四、ベリイマンとパークー＝Ｃ＝チエンと私自身とがロブノールの古墳から発掘した遺物も、亦僅か二か年であるが、ストックホルムに貸出された。一九三五年三月、理事会は歴史的遺品で重複しているものは、スウェーデン側に与えられる

べき」とを約束した。ベリイマンの歴史的発見の中で最も重要で貴重なもの即ちエチナ河の漢代の防壘塔の廃墟で発見した漢代の木簡は、如何なる場合にも中国外に持出されるべきではなかつたが、これらがその後どうなつたかについては、別に語る機会がある。

地質学の標本の蒐集については、約束通りに処理されなかつた。岩石の標本類は約束通りスウェーデンにその所属として齎らされたが、古生物学的標本の或る部類は欧人の専門家によつて研究されており、その他の諸部分は中国にとどめられ〔在中国の〕グラバウ (Amadeus Grabau) 教授と中国の専門家の調査に委ねられた。この貴重な資料の一部は中国地質研究所 (The Geological Survey of China) の管理の下に置かれた。一九三七年的末、日本軍が南京を攻撃して、中国地質研究所の建物を破壊掠奪した結果、一九三九年の末に聞いたところでは蒐集品の一部は日本に持つて行かれたと言われたが、その真偽は知らない。

第十五条の五項目は一見頗る驚くべきものであるが、他の諸条項と同様、実際にはまるで違つたものであった。写真は代表的なものが選ばれて理事会に送られ、同時に同じ映画二組が欧洲とアメリカとで公開された。調査団の欧洲人団員の殆どすべての人々と若干の中国人団員は自身のカメラを持っていた。従つて何千枚かの写真を北京に送つて

理事会の承認を求めるなど不可能なことであり、理事会も亦これを要求しなかつた。

団員の日記、ノート、スケッチ等々を理事会に審査して貰うなど、更に馬鹿げたことであつた。地図についても同様で、地図のすべてが送られたら理事会はどうしようもなかつたであらうし、我々としても貴重な地図とお別れといふことであり、第一どこが軍事上重要であるのかなど我々に判る筈がなかつた。理事会側でも同じ意見であつた。

第十六条の各専門家が一人約二百頁の予備的報告を書き、調査の経過とその最も重要な成果とを英語と中国語とで記述する件は、同時に提案された北京で調査についてのみの定期刊行物を刊行するといふ件とともに、提案だけに終つた。一九二八年のクリスマスの頃に私の書いた最初の通俗書 *Ater till Asien* (中国語訳『長征記』、独訳 *Auf Grosser Fahrt*, 英訳 *Across the Gobi Desert*, 他にオランダ語・チヨコ・スロバキヤ語・日本語訳あり) が予備報告書の役目を果した。

第十七条の正式の報告の出版に関する取決めは、一部しか実行されなかつた。我々の方針では原生物関係及び考古学関係の資料の全体は名高い中国の科学雑誌 *Paleontologia Sinica* に発表し、その余の資料の悉くはスウェーデン国家及び個人有志の出資によって刊行される調

調査團の科学的叢刊に発表されることになつてゐる。

第十八条に言つて四つの気象台は、私の原案ではエチナ河・チャルチャン・ウルムチ及びボグド山 (Bogdo-ula) に設置され、調査終了の後中国に進呈されることになつてゐた。これは原案通り実行された。新疆の内乱がこれら気象台の活動を停止しない限り、これらは恒久的な施設となるであろう。

中国側の提示に基づく十九条の協定が、実際には如何に行われたかは、大意を示した上述のヘディンの解説によつてよく伺われる。ヘディンは、この解説を「中国・歐洲両國員の間に育成された善意と友情とによつて、調査事業のあらゆる部門が最も満足に、些かの誤解も摩擦もなく行われた」と結んでいる。

中国では西北科学考察団とも呼んでゐる。その一九二七—一八年の中国人の団員は、団長徐炳昶（旭生）（史学及び哲学）、袁復礼（地質・考古・畫図）、黃文弼（考古学）、丁道衡（地質・古生物）、詹蕃勲（地図学）、崔鶴峰（以下四人は何れも氣象学生）、馬叶謙、李憲之、劉衍淮、龔元忠（寫真撮影）であった。外国団員はヘディンを長として、スウェーデン人五、デンマーク人一、ドイツ人一。しかし、経費の全部を負担したのはヘディンであり、中国団長の徐旭生が考古学のフィールドワークに何

等経験がないことを卒直に訴え、ヘディンに全団の団長たることを依頼し、ヘディンがこれを諒として全団の指揮を執つたことは、右のヘディンの解説に明記されている通りである。

西北科学考察団叢刊と題する中国側の関係出版物は

- (1) 長征記（斯文赫定著、李述礼訳、楊震文・徐炳昶校、6+4+3+296頁、一二二回版、地図一葉、一九三一年刊）
- (2) 西遊日記（徐旭生＝徐炳昶著、5+13+168+28pp.; 附図五六、中国學術団体協会西北科学考察団理事会、民国一九年九月刊）
- (3) 高昌專集（黃文弼著、西北科学考察団叢刊之一、西北科学考察団理事会、民国一〇年刊）
- (4) 高昌專集贅言（黃文弼著、民国一〇年九月十六日自序、民国一〇年刊か）
- (5) 高昌陶集上篇及び下篇（黃文弼著、西北科学考察団叢刊之一、西北科学考察団理事会、民国二二年刊）
- (6) 西域地名（馮承鈞編、西北科学考察団叢刊之一、4+2+2+65pp. 考査団内部用として編集、一九三〇年刊。その後、宿白・陸峻嶺改訂、中華書局、一九五五及一九五七年刊、更に陸峻嶺増訂「西域地名増訂本」]6+159pp. 中華書局、一九八〇年一月、第四次印刷一九八二年一月）

(7) 高昌、第一分本(黄文弼著、西北科学考古团叢刊之一)、  
考古学第一輯、吐魯番發現墓專記、墓專目錄、高昌麴  
氏紀年、高昌官制表、附錄新疆發現古物概要、中國學  
術團体協會西北科学考古团理事会(民国三十年一月刊)  
の七種を数えるに過ぎない。よってあるのに対し、「ド・ヘン」  
の側ではストックホルムから

*Reports from the Scientific Expedition to the North-Western Provinces of China under the Leadership of Dr. Sven Hedin—The Sino-Swedish Expedition—*

*Publications*

と題する五四種の報告を半ば並んで述べる。この中の第十五  
冊から第十八冊までが調査活動の全史。

*History of the Expedition in Asia, 1927-1935*

である。これは副題「In collaboration with Folke Berg-  
man」とあるのが示してくるように、多忙なヘーディンに代つ  
て、その日記をもとにグリイマンが編集したものである。  
グリイマンは優秀多能な学者で、今回の調査に当つてはく  
ヘーディンの代理ともいふべき形で、調査団を纏めて調査を進  
捲せしめ、自らも亦多くの貴重な発見を行ひ、多くの報告  
を発表している。中でもヒチナ河畔の防壘の廢墟からの二  
万点を超える漢代の木簡の発見、樓蘭古墓群の調査は特筆  
に値する功績である。

西北科学考古团の名を冠した刊行物はヘーディン側の刊行  
物の十分の一程度に過ぎないが、その中の何部かは黄文弼  
の報告である。さらにそれに続く黄氏の何部かの報告は西  
北科学考古团の名を冠してはいないけれども、その継続と  
いうべきものである。西北科学考古团員としてフィールド  
ワークに従事したことが、考古学者としての黄文弼氏の出  
発でもあつたが、氏の著作は実に西北科学考古团の考古学  
刊行物の中枢をなしているといふべきであろう。

## II

黄文弼氏の伝記として今のところ最も詳しきのは、その  
令息黄烈氏の手になる「黄文弼伝略」(中国当代社会科学家  
第八輯、一九八六年、三一一五—三三六頁)である。他にこ  
くつかの小伝があるが、これに及ばない。この「黄文弼伝  
略」はいに紹介しようとする邦訳『ロブノール考古記』  
にも訳載されているが(ix-xxix pp.)。白須淨真氏は「黄文  
弼伝略」を題して、詳しい註をつけた邦訳を発表している  
(龍谷史壇、第九二号、昭和六三年十月、六八一九〇頁)。  
これには「黄文弼氏著作目録及び〔略年譜〕」(九一—一〇  
一頁)という附録が追加せられ、到れり尽せりの感がある。  
一九二七年、ヘーディンは北京に赴き、甘肅・新疆両省の  
第二回の考古学調査を行い、并せて航空機による調査の可

能性を検討する許可を国民政府に求め、外交部は簡単にこれを承認した。所が中国入学者の間から猛烈な反対が起つた。ヘディンはこれら反対者と幾度か会合して漸く協定に漕ぎつけ、航空機の使用は許可せられなかつたもので、中國入学者と協力し、必要な費用の全部をヘディンが負担するという条件で調査を実行する」とが出来たのである。そしてその中国側の考古学部門の担当者として黃文弼氏が選ばれたのである。

（ヘイノ）と中国側とが「中央アジア」の調査について交渉を繰り返して、た時、米国リバーポークの米国自然博物館（The American Museum of Natural History）の古生物学者アーノルド・チャーチル・アンドリュース（Roy Chapman Andrews）も亦蒙古における調査の許可を中国側に求めた。トマス・リチャードソンは一九二一年以来中国に在り、右博物館の「アジア動物調査」（Asiatic Zoological Expedition）の団長として調査採集を進めていた。その調査は一九二一年、一九二二年、一九二五年続けて行われ、一九二八年にも続行する計画であった。調査に必要な資材とそれを運搬するための相当数の馬・駱駝の類も集積されていた。しかしそれ以前四回に亘つて行われて、た調査は、一九二八年には行われるに至らず、アンドリュースはその集めた資材や馬・駱駝の類を悉くヘディンの探検隊に寄贈してアメリカに引揚

げてしまつた。アンドリュースは多くの専門的論文のほかに、それを平易にした一般的読物

『支那におけるキヤバトの動物の足跡』（Camps and Trails in China. A Narrative of Exploration, Adventure, and Sport in Little-known China, New York

and London : D. Appleton and Co., 1918）

『蒙古高原横断記』（Across Mongolian Plains. A Naturalist's Account of China's Great Northwest, New York and London : D. Appleton and Co., 1921）

『古代人の足跡を跡ねて』（On the Trail of Ancient man. A Narrative of the Field Work of the Central Asiatic Exploration, New York and London : G. D. Putnam's Sons, 1922, 1923, 1924, and 1926）

『米国博物館中央調査記』（The New Conquest of Central Asia. A Narrative of the Explorations of the Central Asiatic Expeditions in Mongolia and China, 1921-1930. Natural History of Central Asia, Volume 1, by Chester A. Reed, Editor. New York : The American Museum of Natural History, 1932. D (= 50) + 678pp, with 128 Plates and 3 Maps.）

等の編著者によるばく知られた著者である。右の諸書の中最後の一書は、一九二一年から二年に及ぶ調査活動の歴

史を述べたものであるが、それによるアンドリュースが一九二八年の調査をやめてしまったのは、中国に澎湃として興った外国人学者による中國の遺跡遺物を調査蒐集して中國外に持ち去ることへの反発によるものであった。しかし調査の中止は、国外では勿論、中國人学者からも遺憾なこととせられたので、一九三〇年には再開せられた。ところがこの年度を最後に調査が打ち切られたのは、中國側がヘーディングに課したのと同じような条件を提示したばかりに、その研究に複数の中國人の専門家をニューヨークの米国自然博物館に招聘すべきこと、その往復の旅費と米国滞在中の生活費とを同博物館が支出すべき」とを要求し、アンドリュースが到底そんな条件は受け入れられぬとしたためである。

ヘーディングやアンドリュースのやや後、一九三一年にオーレル＝スタンも亦結果において同様な目に遭つた。スタンインは(一)一九〇〇—一年、(二)一九〇六—〇八年、(三)一九一三—一六年三回の新疆・内蒙方面調査に次いで、ハーヴィード大学・大英博物館の援助を得て、第四回の調査を試みるべく国民政府に許可を求め、一旦旅券の発行が認められるると聞いてシムラからコターン地方に出で、ニヤ方面的調査を試みつつパスポートの發給を俟つていた所、外交部が旅券の発行を中止したと聞かされ、英國公使を通じて外交

部を説得して貰つた結果、再び旅券を發給されることになつた。ところが、發給については調査の計画の詳細を報告して有志の学者の諒承を得る必要があると回答して来た。しかし、当時の中國の郵便事情からすれば、仮に諒承が得られるにしても何週間かを必要とする。それでは調査の出来る冬期が終つてしまつと、スタンインは調査の実行を断念し、西北インド・東部イランに方向を転じた。スタンインによると、彼は支那人学者一人を同行したい、適當な人を推薦してほしいと国民政府に申入れていたが、これについては何の反応もなかつたという。事の始末はスタンインがタイムズ紙に投書した一九三一年六月三〇日附の記事に詳記されている。(A. Stein, Archaeological Reconnaissances in

North-Western India and South-Eastern Iran carried out and recorded with the support of Harvard University and the British Museum, London: Macmillan and Co., 1937, pp. 247-251)。ニヤの遺蹟等では漢文やカロシュティー文の木簡、チベット文断片を始め、若干の遺物を採集したが、すべて道台に渡して來たところ。但し特に重要と考えられる文書は写真に撮影し、専門家の研究を期待していることである。

(以下次号)

(東京、恒文社、一九八八年一一月刊、xi、四二七頁、図版多數)